

参考資料4

家庭裁判所委員会規則(昭和二十三年十二月二十八日最高裁判所規則第三十九号)

第一条 家庭裁判所委員会(以下委員会という。)は、各家庭裁判所に置く。

第二条 各委員会は、当該家庭裁判所の監督に属し、その諮問に応じて、当該家庭裁判所の運営に関し必要な事項を調査審議する。

2 各委員会は、前項の事項につき監督家庭裁判所に建議することができる。

第三条 各委員会は、委員三十人以内で組織し、そのうち一人を委員長とし、他の一人を副委員長とする。

第四条 委員は、左に掲げる者の中から、当該家庭裁判所が命じ、又は委嘱する。

一 当該家庭裁判所の裁判官

二 検察官

三 弁護士

四 当該家庭裁判所の管轄区域内にある地方公共団体の職員

五 学識経験者

第五条 各委員会の委員長及び副委員長は、各委員会の委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

第六条 各委員会に家事審判部会と少年審判部会とを置く。

2 家事審判部会は、家事審判に関し、少年審判部会は、少年審判に関し、それぞれ、委員会の所管事項を分掌する。

3 各部長は、委員長をもつてあてる。

4 各部会所属の委員は、委員長が指名する。

第七条 各委員会に幹事を置く。

2 幹事は、当該家庭裁判所の裁判官、裁判所事務官、裁判所書記官及び家庭裁判所調査官の中から、委員長が委嘱する。

3 幹事は、委員長の命を受けて、庶務を掌る。

第八条 各委員会に書記を置く。

2 書記は、当該家庭裁判所の裁判所事務官、裁判所書記官及び家庭裁判所調査官の中から、委員長が委嘱する。

3 書記は、委員長及び幹事の命を受けて、庶務に従事する。

第九条 この規則に定めるものの外、委員会に関し必要な事項は、各委員会が定める。

附則(略)